

●香川県告示第99号

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和元年9月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款

香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請負代金法定福利費内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて、<u>請負代金法定福利費内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表</u>を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 内訳書は発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p>	<p>(工程表)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後速やかに設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 略</u></p>

附 則

- 1 この約款は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和元年10月1日以後に締結する契約（同日前に香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）第6条第1項の規定による公告、同規則第10条第2項の規定による通知又は同規則第23条第2項の規定による契約の内容その他見積りに必要な事項の提示（以下「公告等」という。）が行われたものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日以後に締結する契約（同日前に公告等が行われたものに限る。）については、なお従前の例による。